

# 協働しよう！ECO 近畿をめざして

平成 16 年度 近畿地区環境パートナーシッププラザ

整備運営検討業務 報告書

2004年10月29日

近畿地区環境パートナーシッププラザ設置検討会

## はじめに

環境省では、地域における持続可能な社会を構築するため、環境行政と事業者、NPO等とのパートナーシップによって環境問題を解決すべく、その促進の拠点として、地方環境パートナーシッププラザの整備を進めることとしています。

これは平成14年12月に中央環境審議会の「環境保全活動の活性化方策について(中間答申)」や、平成15年7月に議員立法により成立した「環境保全活動・環境教育推進法」の流れを受けたものです。

近畿地区環境パートナーシッププラザ(仮称)につきましては、今年3月に近畿地区環境対策調査官事務所より、その概要が公表されました。9月には「近畿地区環境パートナーシッププラザ設置検討会」を設置し、3回の検討会を経て、具体的なコンセプト、役割、業務内容について協議・検討を行ってきました。この度、検討結果の報告を取りまとめましたので、ご報告いたします。

また、本検討結果を取りまとめる過程におきまして、市民の皆様や環境に携わる活動を行っている皆様から多数のご意見、ご協力をいただき、御礼申し上げます。

本検討結果をもとに、近畿地区環境パートナーシッププラザが近畿地区の環境パートナーシップを促進する中核的な組織として開設、皆様のご期待にかなう運営がなされていくことを希望いたします。

平成16年10月

近畿地区環境パートナーシッププラザ設置検討会  
座長 高月 紘

## 目 次

はじめに .....	1
1. 近畿地区環境パートナーシッププラザ（仮称）設置の背景 .....	3
(1) 開設の背景 .....	3
(2) 近畿圏の環境問題への取り組み .....	4
2. 近畿プラザのコンセプト .....	5
3. 近畿プラザの役割 .....	6
(1) 環境パートナーシップを担う関係者とのエンパワーメント .....	6
(2) 環境パートナーシップの機会と資源のコーディネート .....	6
(3) 環境情報のネットワークの構築 .....	6
(4) 市民・NGO/NPO 主導による環境パートナーシップによる 環境保全活動及び環境教育のモデル創出 .....	7
(5) 適切な役割分担に基づいた環境保全活動の創出 .....	7
(6) 共同利用スペースとしての情報交換の場の提供 .....	7
4. 近畿プラザの事業 .....	9
(1) 事業展開 .....	9
5. 近畿プラザの運営 .....	13
(1) 事業予算 .....	13
(2) 近畿プラザの事務所、運営方法 .....	13
(3) 近畿プラザにおける事業の実施体制 .....	14
(4) 職員 .....	14
(5) 事業実施団体および職員の選考方法 .....	15
(6) 事務所のスペースおよび什器備品類のイメージ .....	15
(7) 設立後の運営・事業のサポート、評価体制 .....	17
資料編	
近畿地区環境パートナーシッププラザ整備運営検討業務の経過 .....	21
近畿地区環境パートナーシッププラザ設置検討会委員名簿 .....	22
近畿地区環境パートナーシッププラザ設置検討会設置規程 .....	23
地域懇談会（タウンミーティング京都・兵庫）のまとめ .....	24
ヒアリング調査の概要 .....	32
アンケート調査の概要 .....	42

# 平成 16 年度 近畿地区環境パートナーシッププラザ

## 整備運営検討業務報告

### 1 . 近畿地区環境パートナーシッププラザ（仮称）設置の背景

#### （1）開設の背景

近畿地区環境パートナーシッププラザ（以下「近畿プラザ」という）は持続可能な地球環境を保全するため、地域における、市民・NGO/NPO、行政、事業者等とのパートナーシップを促進する拠点として設置することを目標としている。

こうした事業が各地に必要とされる背景には、地球環境問題が個々の取り組みでは解決しにくい複合的要因を持つことが挙げられる。また、1980年代後半からの地球環境問題の深刻化にともなう市民による環境保全活動の広がりなどの流れを受け、各主体の取り組みの成果やノウハウの共有による相乗的な活動の活性化によって環境問題に対応するためのニーズが高まってきた情勢もあり、地球規模の環境問題やそれに対する取り組みの共有化を図ることができる可能性は高まる。

阪神・淡路大震災では、復興に多くの市民・NGO/NPOが協力し、「ボランティア元年」とも呼ばれた。この時期以降、市民・NGO/NPOセクターが社会問題や公益活動を担うセクターとして注目され、同時に環境分野も含めて、全国的な市民・NGO/NPOによる活動が浸透していく気運が高まってきた。

政府は、環境保全のための普及・啓発や環境保全活動の活性化を図ることを目的として、2003年10月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を施行した。この法律の中では「環境の保全のための意欲の増進」を行うため環境情報や環境保全に関する体験の機会提供を、また環境保全についての理解を深めるための「環境教育」を重点目標としている。その一環として、市民・NGO/NPO、行政、事業者のネットワークおよびパートナーシップによる環境保全活動や環境教育に関する事業を行うため、これらの人々が利用できる情報・運営サポートの拠点を整備することを挙げている。

その先進事例として、東京に環境パートナーシップオフィス（以下「EPO」という）、それに続く地球環境パートナーシッププラザ（以下「GEIC」という）

を設置し、パートナーシップによる環境保全活動等の推進事業を行っている。EPO・GEICは各地域の環境パートナーシップ推進およびその先進事例の取り組み、環境情報提供を行っている。

こうした中、近畿圏においても市民・NGO/NPO、行政、事業者等がパートナーシップによる環境保全活動や環境教育の取り組みを行ったり、機会があればそれらに参加するという意欲が高まるなど、パートナーシップや協働という考え方が広く受け入れられてきている。

## (2) 近畿圏の環境問題への取り組み

パートナーシップの担い手として市民セクターの存在が注目されているが、近畿圏は市民セクターの活動が他地域と比較して活発に行われてきた経緯がある。近畿圏が政治、経済、文化の中核であったことによる社会変革性、互助性の蓄積などが背景にあるとみられる。古くから大都市が発達し、環境問題と向かい合ってきた歴史的背景もある。現代の公害問題から地球環境問題へとつながる環境問題への取り組みの経緯は以下のように概観できる。

### 1960年代：公害問題への運動

淀川公害による大気汚染問題、兵庫の尼崎公害に始まる 大気汚染問題への対策

### 1970年代～80年代前半：公害問題から地域の環境問題へ

琵琶湖の水質汚染から始まった石けん運動

### 1980年代後半以降：地球環境問題の顕在期

奈良でのゴルフ場反対の活動や大阪での里山の保全運動、京都での地球温暖化防止京都会議(COP3)からの地球環境問題への取り組みの広がり

上記のように、近畿圏ではこのような市民発の環境問題への取り組みが盛んに行われてきた。

環境行政もこれを受け、関係施策の先駆的な制度化、実施を行っているが、この原動力は市民からの運動による政策形成力が特に大きかったことに起因している。こうしたことから、市民のパートナーシップを担う潜在能力は他の地域に比べても大きいといえる。

現在近畿圏では、パートナーシップによる環境保全活動も民間からの主導で行われているものが数多く見られる。

「菜の花プロジェクト」：滋賀県環境生活協同組合による廃食油などのバイオディーゼル燃料化事業

紫金山公園の植生管理：大阪府内で市民団体が行政事業に参画した里山保全の取り組み

「おおさかエコアクション（環境家計簿）」：市民団体と地元自治体、大阪府の協働による事業

パークアンドバスライドによる交通渋滞緩和事業：奈良のさんが俵座の「サイクルネット」などの取り組みが展開した事業

兵庫県西宮市のこども環境活動支援協会の環境保全活動

## 2. 近畿プラザのコンセプト

『活発な市民環境力による内発的な環境保全活動を創出する場』

既述の通り近畿圏においては他の地域と比較して市民活動が活発に行われている「市民力」の強さ、社会変革性の強さが特徴である。

近畿プラザについては、近畿圏で醸成されてきた、市民・NGO/NPOによる市民ベースの環境問題解決力、つまり「市民環境力」を有効に活用し、行政や事業者などの団体とともに適切な環境パートナーシップを図りながら、近畿圏域を中心とした環境保全活動の意欲の増進と環境教育・学習を、生涯学習としての位置づけも視野に入れ、場づくり・仕組みづくりを行っていく。

### 3 . 近畿プラザの役割

近畿プラザのコンセプトを受け、近畿プラザの機能的な役割および各主体への役割を（１）～（２）に示す。

これらの役割には、府県・市町村単位の地域的な環境情報拠点では困難な状況を補完する共通のメリットが付加される。

- ・ 環境省の近畿地区の拠点施設として、政府レベルでの活動と連動を図ることができ、また政策の反映がより可能となる。
- ・ GEIC や地方プラザとの連携により全国的なネットワークによるパートナーシップ促進が可能となる。

#### （１）環境パートナーシップを担う関係者のエンパワーメント

環境パートナーシップを担う、先駆的な取り組みを行っている人材やキーマンの育成を行い、適切かつ継続的な環境パートナーシップの実践を行う人材の育成を行う。

#### （２）環境パートナーシップの機会と資源のコーディネート

府県レベル、近畿地方レベルの取り組みとなると、既存の環境情報拠点などでは難しい場面が見られる。近畿プラザではこれら広域的な領域でも横断的に環境保全活動を円滑に取り組むことができるよう、取り組み主体のパートナーシップ形成の機会と場づくり、社会資源のコーディネートを行う。

#### （３）環境情報のネットワークの構築

近畿地区の環境情報を整備し、環境パートナーシップ促進に必要な情報の受発信を行う。また GEIC や他の地区プラザとネットワークを構築し、世界的・国家的レベルや他地域の情報を効果的に連動させ、環境情報ネットワークの双方向化を図る。これにより、近畿圏における環境情報の集積地として、環境保全意識の醸成や効果的な環境情報の提供につなげていく。

#### **(4) 市民・NGO/NPO 主導による環境パートナーシップによる環境保全活動 および環境教育のモデル創出**

活発な市民・NGO/NPO を中心として環境パートナーシップによる環境保全活動および環境教育のモデルを構築、実践する。このパートナーシップ形成から事業の展開過程を明らかにし、提案、実施、評価の基準をつくる。これにより柔軟で先駆的な地域ベースの環境パートナーシップによる環境保全活動の促進を図る。

#### **(5) 適切な役割分担に基づいた環境保全活動の創出**

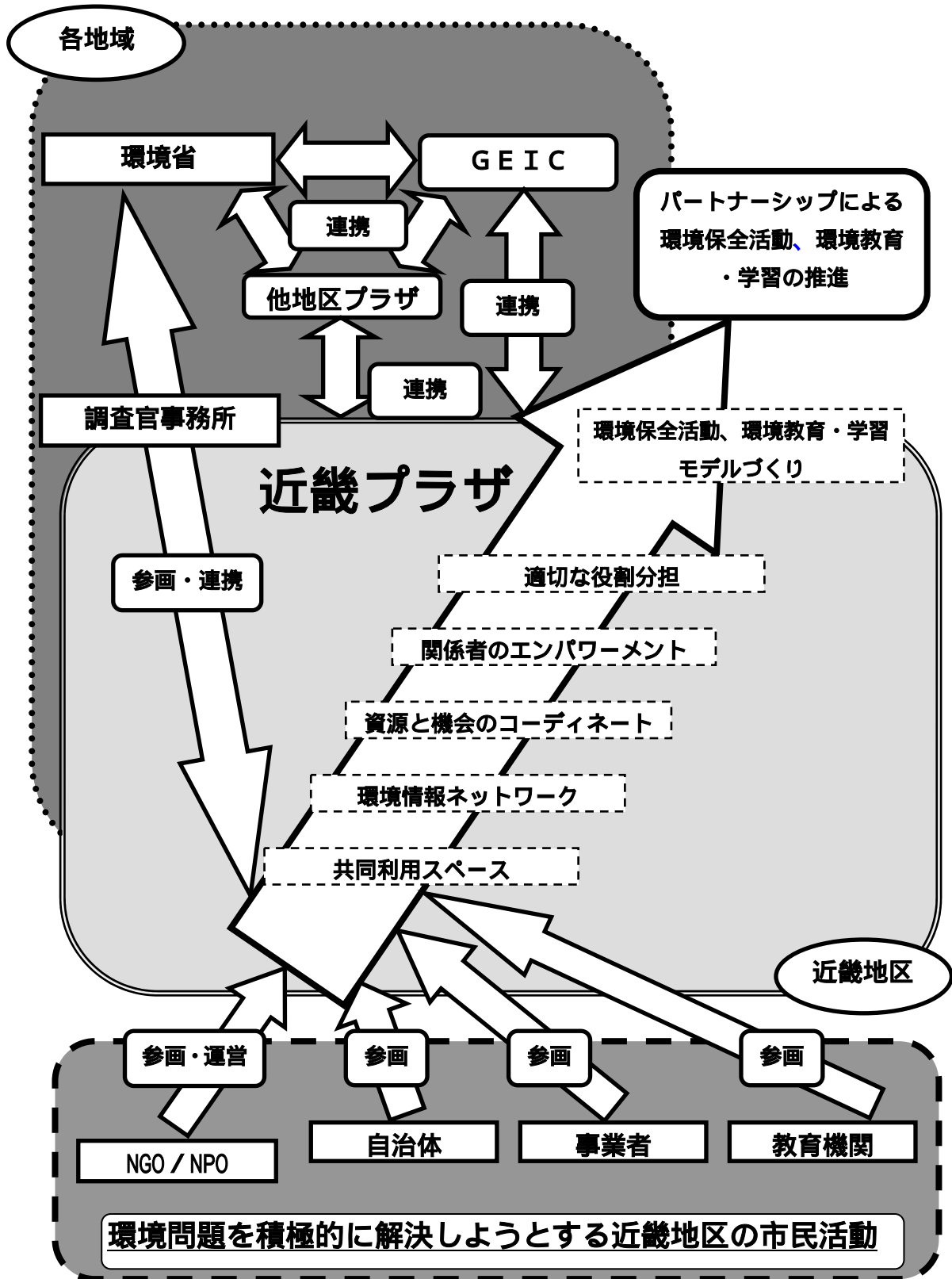
環境パートナーシップを担う各主体の役割を明確にし、適切に割り振っていく。これにより効率的な環境保全活動の成果を追求していく。

#### **(6) 共同利用スペースとしての情報交換の場の提供**

近畿プラザの事務所は、さまざまな利用者の共同利用スペースとして活用する。全国的な情報ネットワークを活用し、都市部や遠隔地の環境活動を行っている団体と情報交換を行ったり、近畿圏の各主体が情報交換を行う場としてなど、必要な情報を適宜活用できるスペースとしての運用を行う。

このように近畿プラザでは、国の機関でありながらも、市民・NGO/NPO の柔軟性も取り入れた、新しい環境パートナーシップを促進する役割が期待される。

図1 コンセプト・役割のイメージ



## 4 . 近畿プラザの事業

近畿プラザの事業運営は、2 . 「近畿プラザのコンセプト」や3 . 「近畿プラザの役割」で述べた内容を踏まえ、実施する。

以下に設立期（1～2年）、中長期（3年以上）に分けて事業展開案を示す。設立期に関しては開設から2005年度までの設立期事業展開案も図2として別紙にて示す。

### （1）事業展開

#### ア . 設立期（1～2年）

環境パートナーシップを担う関係者の育成

行政職員を主な対象とし、教育機関、市民、NGO/NPO、事業者などの主体別、あるいは合同での人材育成セミナーの開催

パートナーシップによる環境保全活動に関する諸課題をテーマにした意見交換の場づくり

・環境フォーラムの開催（近畿プラザ主催の意見交換の場作り）

環境情報ネットワークの構築

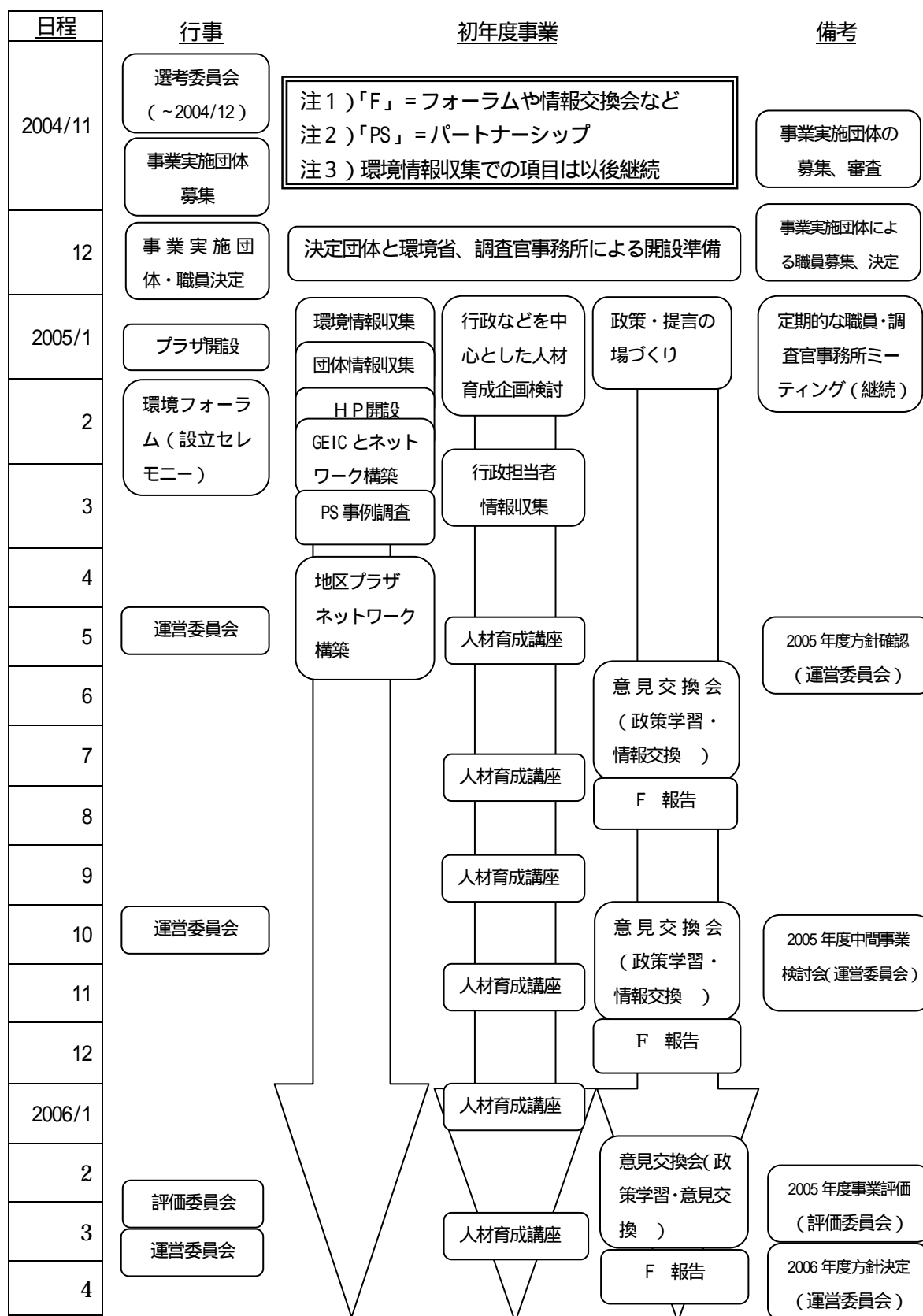
環境情報ネットワークの整備

・GEIC、各地区環境パートナーシッププラザ

・近畿2府4県の環境情報拠点、NPOセンター

環境情報の受発信・管理

図2 設定期事業展開



## イ．中・長期（３年～）

### 設立期の事業を継続・発展させた事業展開

#### 環境パートナーシップを担う人材の育成

- ・ 主な対象を事業者や NPO / NGO などに広げた人材育成
- ・ 環境パートナーシップによる取り組み事業の実践、蓄積

#### パートナーシップによる環境保全活動に関する諸課題をテーマにした意見交換の場づくり

- ・ 環境フォーラムの開催...近畿プラザ主催の意見交換の場作り
- ・ 環境省などの政策立案に各主体が政策提言を行ったり、参画していく場づくり

#### 環境情報の収集、管理、発信

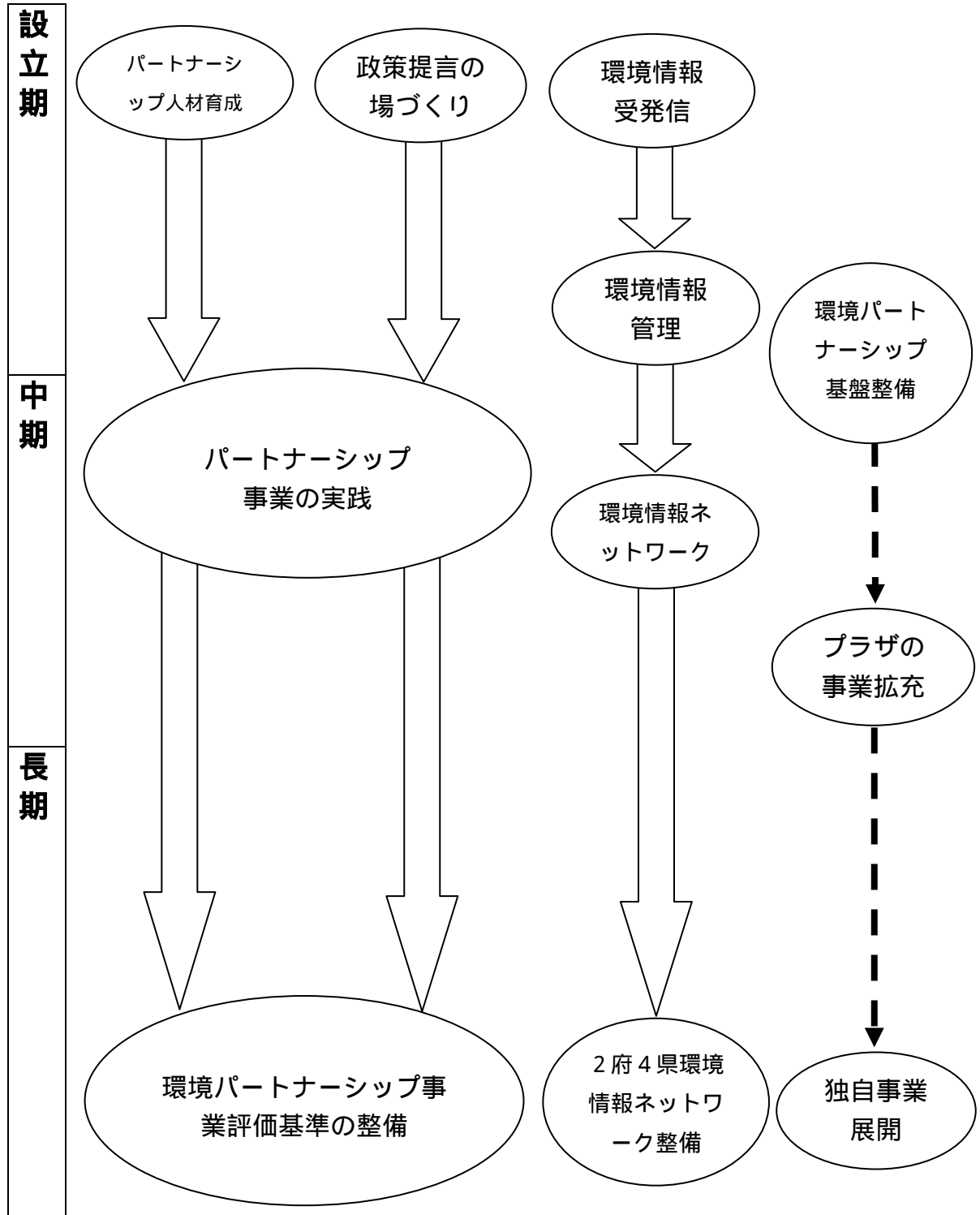
#### GEIC、各地区環境パートナーシッププラザとの事業の連動

- ・ 将来的には近畿 2 府 4 県の環境情報拠点、行政、NPO センターなどとの連動

#### 独自事業の展開

- ・ 重点的に取り組む必要性のある課題に対して独自事業として対応

図3 事業展開フロー



## 5 . 近畿プラザの運営

### ( 1 ) 事業予算

環境省は近畿プラザの運営、事業について、以下をカバーする予算を確保することとしている。

- ・プラザで事業を行うための人件費（常勤2名程度）
- ・一定の事業予算（会議開催、旅費など）
- ・プラザのスペースの確保、備品、機器の整備
- ・光熱水料費の負担

平成17年度運営費（事業費、人件費）は1,500万円程度とする。

- ・事業の拡充により、環境省からの予算配分の増加を要請する。
- ・事業予算の管理については環境省、調査官事務所がサポートにあたる。

事業実施団体は、近畿プラザでの事業の実施のため、この予算以外の環境省管轄の事業予算及び環境省以外の資金的、人的資源の活用を図ることができるものとする。

### ( 2 ) 近畿プラザの事務所、運営方法

上記予算を踏まえ、4 . で示された事業を実施するため、以下により事業の運営を進める。

#### 住所・事務スペース

近畿地区環境対策調査官事務所（以下、調査官事務所とする、大阪市中央区大手前）よりほど近い区画で100 m<sup>2</sup>程度を予定とする。

#### 事務所の管理

日常的な事務所の管理は、調査官事務所の職員の協力を得て、下記の請負団体が行う（事務所には最低1名が常駐する）。

#### 開館日

事業内容に応じ、利用者の利便性及び職員の効果的な業務実施を考慮して開館時間を設定する。

原則火曜～土曜日（休館日…日・月曜日および祝日、夏季および年末年始）

開館時間

10:00～19:00（一部交替勤務）とする

### （３）近畿プラザにおける事業の実施体制

事業実施団体

近畿プラザの事業は、調査官事務所が、環境保全を事業としている法人と請負契約を結んで実施する。

事業実施団体の基準

- ・近畿地区に活動拠点がある環境分野の市民活動団体
- ・近畿地区の環境保全活動団体、地方行政、事業者などとの円滑な連絡・調整を行い、パートナーシップによる事業を行うことができる団体
- ・運転資金の確保など、事業を行いうる一定の経済的基盤のある団体
- ・法人格を有しているなど、環境省と請負契約を結びうる団体

日常の事業実施

日常の業務は、事業実施団体の事務局スタッフが主に行い、調査官事務所職員がサポートをする形で実施する。

日常の業務進捗状況の確認は、事務局スタッフと調査官事務所です定期的に行う。その中で、事業の短期的な評価と意思の疎通を図る。

### （４）職員

ア．職員とその役割、資質について

上記（１）および（２）で示した事業を調査官事務所と協力して実施していくこととなる。

そのために必要となる職員として、常勤職員２名程度の体制で事業を行う。職員の求められる資質としては以下が考えられる。

イ．常勤職員

役割

- ・プラザに常勤し、調査官事務所の職員と協力して、（１）および（２）の事業を企画、実施する。

- ・事業の企画・実施のため、近畿地区の市民、NPO、中間支援組織、自治体、国の出先機関と連絡調整を行う。
- ・全国のネットワークの一員として、地球環境パートナーシッププラザや他の地域のパートナーシッププラザと連携する。

#### 求められる資質

- ・環境問題に広く精通し、またパートナーシップの理念を理解し、各主体をつなぐ役割を果たそうとする意欲のある者。
- ・行政、NGO / NPOなどで環境保全について取り組んだ経験のある者。
- ・近畿プラザの事業内容と方向性を理解し、事業を充実させる意欲のある者。

### (5) 事業実施団体および職員の選考方法

事業実施団体の募集・選考は、透明性のある形で行うこととし、具体的には、事業の内容について示した上で事業実施団体を公募し、選考委員会で選考する。

なお、選考委員会は、環境省関係者および学識経験者等数名で構成することとし、本事業の応募団体と利害関係のある者は除外する。

また、職員に関しては、選考された事業実施団体が募集・選考を行い、近畿プラザに派遣することとする。

### (6) 事務所のスペースおよび什器備品類のイメージ

事業の実施に必要な十分なスペース、備品を備えるものとする。

#### 事務所

(2) 参照。中長期的に事業が拡大した場合は、必要に応じて事務所の拡充も検討する。

#### 什器備品類の整備

表1に設立時に必要な什器備品類を記載する。事業予算内で順次整備していくものとする。

表1 近畿プラザ整備時導入什器備品類案

NO.	品名	数量	単位	単価	金額	備考
1	テレビ会議システム	1		400,000	400,000	ギンガネット
2	大型液晶プロジェクションテレビ	1		550,000	550,000	ELS-57P1
3	テレビ専用ラック	1		38,000	38,000	ELSR2
4	VHS.HDD.DVD レコーダ	1		100,000	100,000	ビクター快録 LUPIN
5	ノート型パソコン	2		200,000	400,000	
6	デスクトップパソコン	2		300,000	600,000	テレビ録画可能
7	レーザープリンター	1		50,000	50,000	
8	電話機(FAX 兼用)	1		23,800	23,800	334-598
9	カープリンタ (A2 対応)	1		228,000	228,000	セイコエプソン製
10	カープリンタ (A2 対応) 台	1			0	
11	スキャナー (A3 対応)	1		113,400	113,400	セイコエプソン製
12	製本機	1		500,000	500,000	
13	印刷機	1		500,000	500,000	
14	帳合機	1		500,000	500,000	
15	デジタルカメラ	1		50,000	50,000	
16	受付カウンター	1	セット	59,500	59,500	104-918*2 と 104-927
17	職員用机 (2名分)	1	セット	42,700	42,700	608-83*2 と 608-871
18	サイドキャビネット (職員用)	2		15,500	31,000	608-932
19	ミーティングテーブル(2人用)	6		18,600	111,600	334-622
20	会議机 (120*180)	3		78,000	234,000	間伐材使用
21	回転椅子 (含む職員用)	20		9,990	199,800	320-261
22	オフィスチェア	30		6,900	207,000	512-546 (3脚*10)
23	NPO 用環境 BOX (取付費込)	2	式	500,000	1,000,000	間伐材使用
24	職員用ロッカー (3人用)	1		28,900	28,900	106-743
25	書庫 (大)	1		28,000	28,000	106-986
26	書庫 (小)	1		20,700	20,700	106-977
27	収納棚	1		29,800	29,800	375-456
28	食器棚	1		19,800	19,800	842-819
29	作業台	1			0	
30	冷蔵庫	1		29,800	29,800	084-360
31	電気ポット (5L)	1		19,800	19,800	834-998
32	コーヒーカップ・皿	10	5客	1,780	17,800	610-832
33	展示パネル	2		27,420	54,840	858-087 858-111*2
34	パンフレットスタンド	1		19,900	19,900	476-753
35	札付ボード (無地/月予定表)	1		37,500	37,500	F 843-342
36	パーティション	3		8,700	26,100	
37	傘立て	1		11,900	11,900	807-319
38	文具・事務用品一式	1		100,000	100,000	
39	電照看板灯制作費	1		44,000	44,000	
40	観葉植物	2		10,000	20,000	
41	工事費 (LAN・電話配線)	1	式	100,000	100,000	
計					6,547,640	

## (7) 設立後の運営・事業のサポート、評価体制

### 運営サポート体制

近畿プラザは、コンセプトに基づいた事業の発展をはかるため、市民、NGO/NPO、行政、企業などのパートナーシップにより運営する必要がある。そのため、より幅広い分野の人々が参画した、「近畿地区環境パートナーシッププラザ運営委員会（仮称）」を設置する。

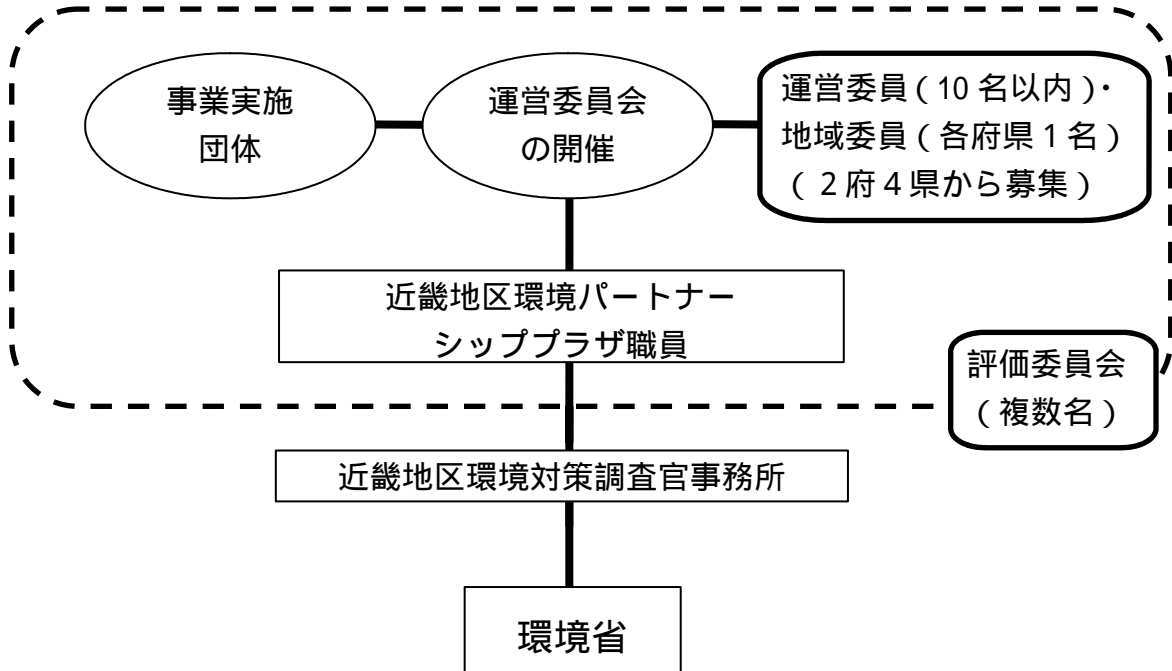
運営委員会は、近畿プラザの運営、事業に関するサポートを行い、必要であれば事業内容や事業実施団体の見直しも行う。

### 運営委員会の仕組み（図4参照）

運営委員会委員は近畿2府4県において、環境保全活動や環境教育・学習に関する取り組みを行っている者から公募し、調査官事務所が任命する。将来的には近畿2府4県に地域委員（各府県1名程度）を配置し、地域の環境保全活動や環境教育・学習に携わる団体や個人での環境パートナーシップの促進や情報の収集などを行う。このメンバーも運営委員会に出席する。

また、近畿プラザの利用者や関係団体などからの運営、事業の評価も広く受け入れ、反映する仕組みが求められる。

図4 近畿地区環境パートナーシッププラザ運営委員会



### 近畿地区環境パートナーシッププラザ運営委員会について

(1) 目的

運営委員会は、近畿プラザの設置にかかるコンセプトや役割をもとに適切な運営を行っていくために、近畿プラザの運営、事業をサポートしていくことを目指す。

(2) 役割

目的を達成させるため、運営委員会を開催、近畿プラザの運営、事業にかかる意見を聞き、そのサポートを自主的に行い、近畿プラザの運営、事業等に反映させていく。

また、必要であれば事業内容や事業実施団体等の見直しも行う。

(3) 運営委員会の構成

- ・運営委員会の委員は近畿2府4県の環境に関する取り組みを行っている者で構成する。

- ・運営委員の任期は2年とし、改選するものとする。ただし、再任はさまたげない（設立時は近畿プラザの設立当初円滑な運営のため、整備検討会に加わったメンバーが何名か入ることが望ましい）。
- ・運営委員会には委員長、副委員長をおく。
- ・運営委員会には委員のほか、環境省、調査官事務所、事業実施団体担当者、近畿プラザ職員、地域委員が出席する。

#### （４）予算・経費

必要経費は近畿プラザの事業経費から拠出し、あてるものとする。

#### （５）会議

- ・運営委員会は年に複数回（2～4回程度）行う。
- ・運営委員会には地域委員も出席し、各地域の情報やニーズを反映させる。
- ・運営委員会の連絡調整や議題の整理などには、運営委員会の中で世話人をおき、これが窓口となってあたるものとする。

#### 日常の業務進捗状況の確認体制について

運営委員会での方向性をもとに、定期的に近畿プラザ職員と受託団体担当者、調査官事務所の担当でミーティングを行い、事業の進捗状況の確認と情報交換を行う。

ミーティングの頻度は概ね2週間～1ヶ月毎を目安とするが、事業実施の状況に応じて適宜行うものとする。

#### 事業の評価体制について

- ・年度毎に1～2回、近畿プラザの事業が適切に運用され、成果を挙げているか、評価委員会での事業評価により評価・検証を行い、その結果を公表する。また、数年毎に近畿プラザのコンセプトや役割も含めた事業の評価、検証、結果の公表を行い、常に効果的な環境パートナーシップの促進、あるいはそのサポート体制が維持できるようにする。
- ・評価委員は、運営委員会において協議して2名以上選考し、調査官事務所が任命する。なお、評価委員は、事業実施団体の役員及び運営委員は、兼務することができないこととする。

図5 運営委員会・評価委員会の実施体制

